介護保険さがせるnet 一介護報酬・運営基準一

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

はじめに

推奨環境.....

1 ご利用の開始と終了

1–1	ログイン	2
1-2	パスワードの変更	2
1-3	ユーザー I D・パスワードを忘れた場合	ę

2 コンテンツのご利用

2–1	収録コンテンツ		 	. 6
2-2	介護報酬		 	. 7
2–3	人員・設備・運営基準		 	15
2–4	キーワード検索		 	17
2–5	目次検索		 	18
2-6	介護保険法・介護報酬 関	連資料.	 	20

3 介護 net シリーズ ポータルサイト

3–1	TOP画面	 	 	. 21
3–2	ふせん・メモ	 	 	. 22
3–3	メールマガジン	 	 	. 23
3–4	全国自治体リンク	 	 	. 24

20	Microsoft® 7		
05	※Mac OS® には対応しておりません。		
WEB ブラウザ	Microsoft® Windows® Internet Explorer® 7~11		
ディスプレイ解像度	1024×768 ピクセル		
Cookie	有効(標準設定)		
JavaScript	有効(標準設定)		
スタイル(スタイルシート)	有効(標準設定)		
アドオン	Adobe® Reader® (8.0以上)		
設定調整について	設定調整につきましては、社内ネットワーク管理者様もしくは、ご契約のネットワーク業者様へご相談ください。		

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)

はじめに

推奨環境

ご利用いただく前に、推奨環境をご確認ください。

※ 推奨環境においても、お客様のご利用環境(セキュリティソフトやネットワーク環境等)やブラウザの設定によっては処理 に時間を要したり、表示不具合や一部の機能が正常に動作しない場合がありますので、予めご了承ください。





ボタンをクリックしてください。

「介護保険さがせるnet」の【TOP】画面です。

〔ログアウト〕



 レプアウト

 ログアウトしました。

 (ログイン特別)
 2014/10/02 10:49:22

 (ログアウトを取)
 2014/10/02 13:36:12

 (ログアウト取)
 2014/10/02 13:36:12

 (て何期時間)
 2時間 469 50時

 周囲一覧商画へ

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

ログアウト時には、必ず、画面右上部にある ▶<u>□ゔァゥト</u>をクリックして、ログアウトしてください。

ログアウトすると【ログアウト】画面が表示されます。





1-2 パスワードの変更

ログイン時のパスワードを変更したい場合は、以下の手 順にしたがって、パスワードの変更設定をお願いしま す。

http://kaigonet.dh-fukushi.com/

にアクセスします。

【ログイン】画面です。

パスワードをままする ボタンをクリックしてください。

【パスワードの変更】画面です。

- お客様のユーザ ID (メールアドレス)を入力して ください。
- ② 「現在のパスワード」を入力してください。
- ③ 「新規のパスワード」を入力してください。
- ※ 半角英字、半角数字で、4 文字以上 32 文字以下にしてく ださい。
- ※!"#%&' ()=~|-^¥@[;:],./`{+*}>?_ 以外の記号は使用で きません。
- ④ 「新規のパスワードの再入力」をしてください。
- ⑤ パスワードの変更 ボタンをクリックしてください。

介護保険さがせる。et

〔パスワードの変更 続き〕





ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

【パスワードの変更完了】画面です。 パスワードの設定が正常に完了すると、左記の画面が表示されます。 「続ける」ボタンをクリックしてください。

【再ログイン】画面にて、ログインしてください。

1-3 ユーザー ID・パスワードを忘れた場合

【ログイン】画面より「<u>ID/パスワードの再発行</u>」を クリックしてください。第一法規株式会社の「WEBサ ービスお問合せ総合受付」にジャンプします。 ID・パスワードの再発行を行いますので、お問合せフ オームに必要事項を入力し、「介護保険さがせる net—介 護報酬・運営基準—」を選択し、ご連絡ください。 【フリーダイヤル】 TEL:0120-203-694 (受付時間:9:00~17:30 ±・日・祝日・年末年始を除く) FAX:0120-302-640 〔収録コンテンツ一覧〕

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2-2 介護報酬の加算や減算に関する規定やQ&Aを調べたいとき 各サービスの介護報酬(介護給付費・加算・減算)に関係する法令の規定事 項・解釈通知の記載内容・解説・厚生労働省Q&A・関連通知が確認でき ます。	コンテンツ画面 ⇒ 7 <i>ページへ</i>
	2-3 人員・設備・運営基準 人員・設備・運営基準に関する規定やQ&Aを調べたいとき 各サービスの人員・設備・運営基準に関係する法令の規定・解釈通知の 記載内容・解説・厚生労働省Q&A・関連通知が確認できます。	コンテンツ画面 ⇒ 15 ページへ
Q&A・通知 キーワード で探す	2-4 キーワード検索 フリーキーワード検索で探したいとき 通知・厚生労働省Q&A・解説について、フリーキーワードによる検索 ができます。	コンテンツ画面 ⇒ 17 ページへ
目次から探す	2-5 目次検索 書籍のように「目次」から法令・通知・Q&Aを探したいとき 体系的な目次から法令・通知・厚生労働省Q&Aを探すことができます。	コンテンツ画面 ⇒ 18 ページへ
[] ^{介護陳強介護職制}] 関連資料	2-6 介護保険法・介護報酬 関連資料 介護保険法改正や介護報酬改定時の通知等を探したいとき 年度別に整理された介護保険法改正、介護報酬改定等に関する通知等の 行政資料や、社会保障審議会介護給付費分科会資料、介護保険担当課長 会議資料などを掲載しています。	コンテンツ画面 ⇒ 20 ページへ

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)

2 コンテンツのご利用

2-1 **収録コンテンツ**

本商品の収録コンテンツ一覧です。

各コンテンツ画面は、【TOP】画面にある左記ボタン をクリックすると移動します。

また、画面上部のタブからも、各コンテンツ画面に移動 することができます。

〔介護報酬 サービス一覧〕

居宅介護支援	
介護予防支援	
居宅・介護予防サービス	
訪問介護	予防
訪問入浴介護	予防
訪問看護	予防
訪問リハビリテーション	子防
居宅療養管理指導	子防
通所介護	子防
通所リハビリテーション	子防
短期入所生活介護	予防
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	予防
短期入所療義介護(療養病床を有する病 院)	予防
短期入所療養介護(診療所)	子防
短期入所療養介護(老人性認知症疾患療 養病棟を有する病院)	予防

介護報酬 サービス一覧

尼宅介羅古塔,介羅子院古塔

施設サービス
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設(療養病床を有する 病院)
介護療養型医療施設(療養病床を有する 診療所)
介護療義型医療施設(老人性認知症疾患 療養病棟を有する病院)
地域密着型(介護予防)サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護

認知症対応型通所介護

小規模多機能型居宅介護

介護

認知症対応型共同生活介護

地域密差型特定施設入居者生活介護

地域密差型介護老人福祉施設入所者生活

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

2-2 介護報酬

介護報酬 サービス一覧

- 【TOP】画面の「介護報酬を探す」ボタンをクリックすると、介護保険のサービス一覧が表示されます。
- 確認したいサービスのボタンをクリックしてください。

※ 介護予防サービスを選択する場合は、各サービスボタン の横の 予防 ボタンをクリックしてください。

例)「介護予防認知症対応型通所介護」を選択したい場合 は「認知症対応型通所介護」の横の「予防」ボタンをク リックします。

Copyright © DAI-ICHI HOKI CO., LTD. All Rights Reserved.

子防

子防

子防

〔介護報酬 報酬·加算·減算一覧〕



介護報酬 報酬・加算・減算一覧

- 確認したいサービスのボタンをクリックすると、介 護報酬のキーワード(報酬・加算・減算名等)の一 覧が表示されます。
- キーワードごとに、それに関連した「法令・解釈」、 「解説」、「厚労Q&A」、「関連通知」のボタンがあ りますので、確認したい情報をクリックしてください。
 - →「法令・解釈」 10ページ参照
 - →「解説」 11 ページ参照
 - →「厚労Q&A」 13ページ参照
 - →「関連通知」 14ページ参照

※ 該当する項目がない場合は、ボタンはありません。

A 単位数表(基本告示)

画面左上の 単位数表(基本告示) ボタンをクリックすると、各サービスに該当する単位数(告示別表に規定されている介護給付費単位数表) が別ウインドウで表示されます。

B 算定構造

画面左上の 第定構造 ボタンをクリックすると、各 サービスに該当する介護報酬の算定構造が別ウイン ドウで表示されます。

〔介護報酬 報酬·加算·減算一覧〕 ■ふせん・メモ



■介護 net シリーズ 関連コンテンツ

	通所介護			
	単位数表(基本告示)	報酬・加算・	「減算等	介護・・・シリーズ
		▶ 端数処理	法令·解釈	
		▶他サービスの利用	法令·解釈 解説 厚労Q&A	
	通時	▶入所日・退所日の算定	法令·解釈 厚労Q&A	
		▶認知症高齢者の日常生活自立度の決	吃方法 法令·解釈 阅速通知	
		▶月途中の変更	厚労Q&A	
		- `ZII' 八-37 —	介護事務らくらくnet - 書式・規程	〒成ツール -
	通所介護費		📄 デイサービス業務日誌	
介護事務らくらく net		(2) ▶ & atth-メモ ▶ メールマガジン 型 マニュアル ▶ 自治体リンク集 Q ▶ 詳細検索 文字の大きさ 小 中 大		
サービス別事業運営法人・施設運営	営 人事・労務 ヒ	ジネス文書 規程・契約書 指導・監査	開しる 別窓で開く	
ホーム > サービス別事業運営 > 第3編 通所 サービス別事業運営 ディ	サービス > 第1章 通所介語 > 第6節 事 	二麻布運営 > デイサービスセンター 二茶日記	法令·解釈 解説 厚労Q&A	関連書式
	ジーノイビンジョー 単独目誌		法令 解釈 解説	関連書式
 第14 居宅小舗支援事業 第34 訪問サービス 第34 訪問サービス 第34 通所サービス 第44 福祉用具 第54 規約入所サービス 	Factor = 0.2400 and 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1			11

【ふせん・メモ】

画面右上部の
 をクリックすると、ふせんが開き、
 余存
 をクリックすると、ふせんが設定されます。
 ふせんには、メモを書き込むことができます。
 をクリックすると削除されます。
 ※メモには500字程度まで入力することができます。

ふせんの内容はマウスポインタを 🔽 にあわせる と表示され、また介護 net シリーズポータルサイトの 「ふせん・メモ」の一覧画面からも確認することがで きます。

「3-2 ふせん・メモ」 22ページ参照

【介護 net シリーズ 関連コンテンツ】

キーワードに関連するコンテンツがある場合には、画 面右の枠内に関連コンテンツボタン 関連Q&A 関連書式 が表示され、クリックするとコンテンツ の一覧がボップアップで表示されます。 ※「介護運営なるほどnet—サービス運営Q&A—」「介護 事務らくらく net—書式・規程作成ツール—」をご契約い ただくと、該当コンテンツをご覧いただけます。

介護保険さがせる(mt) 一介護發展·運営基準—

 ・ 入治介助加算	〔介護報酬	法令·解釈〕			
 中重度者クア体制加算 ● 個別供給記職業加算 ● 個別供給記職業加算 ● 個別供給記職業加算 ● 信用 ● 第504A ● 個別供給記職業加算 ● 管理 ● 留理 ● 目 ● 留理 ● 留理 ● 目 ● 留理 ● 目 ● 国際総理 ● 10 <			▶入浴介助加算	法令·解釈 解説	
(個別供能記版者加算 (法守保留) (第一分200) (第一分200) (第一分20			▶中重度者ケア体制加算	法令·解釈 解説	厚労Q&A
EASA For any and any and any			▶個別機能診嫌加算	法令·解釈 解説	厚労Q&A 関連通知
 注8 イから二までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合していちものとして都道所県知興に開力出た「指定通所 介蔵の利用者に対して、機能調味を行っている場合には、当該基準に指する区分に違い、1日につき次に掲げる単位数を所 定単位数の面する。 イ 個形開催観瞭加度(1) 46単位 ロ 個形規範腺加度(1) 56単位 指定居宅サービスに要する費用の割の第定に関する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第19号) 全文を読む 第484217年42747月18日 1 中六 通所介護費における(部)開催観測値加度の基準 イ (個別開催観瞭加度(1)) 次に掲する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第19号) 全文を読む 第484217年42747月18日 1 四川開催記録期前面(1) 次に掲する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第19号) 全文を読む (1) 指定通所介護費における(部)開催価値の基準 イ (個別開催組織動面(1)) 次に掲する基準(以下にも適合すること。 (1) 指定通所介護費でうけ間帯を造して、専う機能観聴指導の確認に従事する対象の理学療法は、作業療法は、言語簡算法、看護増加していたこと。 (2) 個別開催調理面ので成及実験において利用者の自立の支援と日常生活の次期に立ちまら対応の種類の規能規範に置きて、について、利用者の定定を訪問した上で、個別開催値期に行っていること。 (3) 催催制解指導具、希護備員、介護職員、生活相談員その他の種類の者(以下この号において「機能制解指導具 第」という。) が共同して、利用者のことに個別開催的課目面を含むたい、当該目面に構成に等 1 日、介護員処通改音加算について 訪問介護と同様であるので、20(2)を参照されたい、 1 指定 個式であるで、20(2)を参照されたい、 1 指定 高数で音が見たで、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分であるので、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分で、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分であるので、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分であるので、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分であるので、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分で高分で、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分であるので、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分で表示が見て、20(2)を参照されていた介護員処通数で描述であるで、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分で、20(2)を参照 されたい、 1 指定 高分であるので、20(2)を参照されたい、 1 指定 高分であるので、20(2)を参照されたい、 1 細胞のなるを認識した上で、(個別開催地域の内容と)個別開催能源を行っていること。 2 (1) 介護風報通知費だ回じて 2 (1) 介護風報通知費が利用者の思考を認識した上で、(個別開催地域の内容と)個別開催能源費者の意識、第二の 含素 準備について 2 (2) 介護職員の通知音が取り、20(2) 指定 第二の 認知意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意意		【基本法令】	個別機能訓	練加算	→解説
 指定局をサービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第19号) 全文を読む ■ 十六 通所介護費における(部)限総訓練加算の基準 イ (個別機能調練加算(1)) //江港する基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定通行消害行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導角の解説に従事する常動の理学療法士、作業療法士 言語聴覚士、看護職員、柔道監護が以適かん厚マッサージ指圧節(以下この号において「理学療法士等」という。) を一名以且定置していること。 (2) 個別機能調解計画の作成及び実施に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類の残 能訓練の項目を準備し、その項目の違れに当たっては、利用者の生活意欲が増加されるよう利用者を推動の種類の状態 能訓練の項目を準備し、その項目の違れに当たっては、利用者の生活意欲が増加されるよう利用者を推動の種類の残 能説規律導員、看護職員、介護職員、生活相談員をの他の職種の者(以下この号において「機能訓練指導員 等」という。)が共同して、利用者ごとて(個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に4機能調練指導員 等」という。)が共同して、利用者ごとて(個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に4機能訓練者の通り進行えば ていること。 (4) 機能調練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、(個別機能訓練計画の進想状況等) 		注8 イからこ 介護の利用者 定単位数にカ イ 個別機制 ロ 個別機制	までについては、別に厚生労働大臣が定める基準 出に対して、機能訓練を行っている場合には、当該 喧する。 創練加算 〈I〉 46単位 劉練加算 〈I〉 56単位	≜に適合しているものとして都道府県決 装基準に掲げる区分に従い、1日につき	回事に届け出た指定通所 ぎ次に掲げる単位数を所
 中六、通所介護費における(個)供給制練加留の基準 イ 個別機能制練加留(1) 次に掲する基準のいずれにも適合すること。 (1) 指定通所介護委行う時間帯を通じて、専ろ機能訓練指導員の間知に従事する常勤の理学療法士、作業療法士 言語聴覚士、看護職員、柔道整個師又はあん摩マッサージ治田師(以下この号において「理学療法士等」という。) を一名以上配置していること。 (2) 個別機能制練指導員のの一般な及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に没するよう視聴の種類の機能制練の項目を準備し、その項目の選加に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を接助し、心身の状況に応じた機能制練指導員、希護職員、介護職員、介護職員、介護職員、介護職員、介護職員、介護職員、介護職員、介		指定居宅サービス 最終改正:平成27年7	に要する費用の額の算定に関する基準 (平府 月15日	成12年2月10日 厚生省告示第19号)	全文を読む
 【解釈通知】 (17) 介護職員処遇改善加算について 訪問介護と同様であるので、2の(21)を参照されたい。 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅廃義管理指導及 び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に (半う実施上の留意事項について (平成12年3月1日 老企第36号) (21) 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算に、平成22年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を推読する 観点から、当該交付金を円滑に介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に 		関連 告示 十六 通所介 イ 個別機 (1) 言語聴 を一名 (2) 能訓練 状況に (3) 等」と ている (4) 利用者	議費における(個別機能提用領加宜の基準 能訓練加宜 〈 I 〉 次に掲げる基準のいずれに 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓 覚士、看護職員、柔道整2額取目あん摩マッサー 以上配置していること。 個別機能訓練を計画の作成及び実施において利用者 の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、 応じた機能訓練を適切に行っていること。 機能訓練指導具、看護職員、介護職員、生活相談 いう。 〉が共同して、利用者ごとに個別機能訓練 こと。 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、 の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族	も適合すること。 練指導員の職務に従事する常動の理学 ジ指圧師(以下この号において「理学 の自立の支援と日常生活の充実に資す 利用者の生活意欲が増進されるよう利 員その他の職種の者(以下この号にお 計画を作成し、当該計画に基づき、計 、(個別煤能訓練計画を作成し、その後 に対して、機能訓練の内容と個別煤能	療法士、作業療法士、 療法士等」という。) るよう複数の種類の機 用者を援助し、心身の いて「機能訓練指導員 画的に機能訓練を行っ 三月ごとに一回以上、 訓練計画の進捗状況等
 (17) 介護職員処遇改善加算について 訪問介護と同様であるので、2の(21)を参照されたい。 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及 び福祉用具質与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に (すう実施上の留意事項について (平成12年3月1日 老企第36号) (21) 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算に、平成22年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する 観点から、当該交付金を円滑に介護職員についてた公認職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する 観点から、当該交付金を円滑に介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に 		【解釈通知】			
 伴う実施上の智意事項について(平成12年3月1日)老企第36号) (21)介護職員処遇改善加算について 介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を推続する 観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行することを目的とし平成26年度までの間に限り創設したものである。その内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に 		(17) 介護職員 訪問介護と 指定居宅サービ 77福祉用具営兵	処遇改善加算について 同様であるので、2の(21)を参照されたい。 スに要する費用の額の算定に関する基準(す に係る部分) みび指定異字介護支援に属す	訪問通所サービス、居宅療義管理 - る毎日の語の意定に関する基準	目指導及 の制定に 全文を読む
制設施設に加速する、「減な中級なく実施を中やくなく実施を中やくなり」の施設に通知になる可益になる可益な日のが減な相続する 観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に移行することを目的とし平成26年度までの間に限り創設したものである。そ の内容については、別途通知(「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示に		伴う実施上の留 参照 (21) 介 (21) 介	に振っ起かり、ひららをとっていた。 豪事項について (平成12年3月1日 老企) 該取員処遇改善加算について 取員処遇改善加算について	ックガック部の英之に戻する金手 第36号)	
10		領点がの内容	ら、当該交付金を円滑に介護報酬に移行すること については、別総通知(「介護職員処遇改善加算	いた) (1878年2月1日) を目的とし平成26年度までの間に限り) に関する基本的考え方並びに事務処理:	1000000000000000000000000000000000000

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

■ 法令·解釈

キーワードに関連する法令(告示)と解釈通知 (※の) 該当箇所を並べて掲載しています。また、→解説をク リックすると解説が表示されます(11ページ参照)。 ※ 解釈通知・・・基本となる法令(単位数表を定めた告示)の 規定についての解釈を記述した通知。

【基本法令】

表示されます。

キーワード(報酬・加算・減算等)を規定している法 令(告示)の該当箇所を表示しています。 即诗 ⇒ 告示 〔関連告示〕 単位数等を定めた告示以外の施設基準や利用者の基 準を定めた告示の該当箇所を表示しています。 ⇒ 準用 〔準用〕 関連告示中で他の規定を準用 ∞ している場合に、 準用先の規定を表示しています。 ※ 準用…ある事項に関する規定を、他の類似事項について、 必要な修正を加えてあてはめること。 【解釈通知】 上記の基本法令の規定を解釈した通知(解釈通知)の 該当箇所を表示しています。 ⇒ 参照 〔参照〕 解釈通知中で他を参照・準用している場合に、参照・ 準用先の箇所を表示しています。 表示している法令・通知については、全文を読む ボ タンをクリックすると、法令・通知の全文が別画面で

介護保険さがせる (net) - ^ # # # # * # * # * -

[介護報酬 法令·解釈] ■解説 栄養改善加算 →解説 【基本法令】 注11 イから二までについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て 低栄養状態 」にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、「個別的<mark>に</mark>実施される |栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下こ<mark>)</mark>対において| 「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を<mark></mark>腹度として1 TOP>介護報酬>通所介護>栄養改善加算>法令·解釈>解説 栄養改善加算 指定通所介護の費用の質定において、管理栄養士の配置や栄養ケア計画の作成などの基準を満たした栄養改善サ ービスを行った場合は、3か月以内の期間に限り、1か月に2回を限度として、1回につき150単位を加算する。低 栄養状態が改善せず、引き続きサービスの提供が必要な場合は、その後も算定できる。 【基本法令】 □ 栄養改善加道 ① 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、栄養改善サービス(※1)を 行った場合 a) 管理栄養士を1人以上配置。 b)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等(※2)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機 能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成。 c)利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等がサービスを行い、利用者の栄養状態を定期的に記録。 d)利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価。 e)別に厚生労働大臣の定める基準(【関連告示】参照)に適合している指定通所介護事業所。 ⇒ 栄養改善加算として、3か月以内の期間に限り1か月に2回を限度として1回につき150単位を加算。 ② ただし、栄養改善サービスの開始から3か月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、 栄養改善サービスを引き続き行うことが必要な利用者については、引き続き算定が可。 (※1)低栄養状態にある利用者・そのおそれのある利用者に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個 別的に実施する栄養食事相談等の栄養管理で、利用者の心身の状態の維持・向上に資するもの。 (※2) 次の職種の者 a)管理栄養士 b)看護職員

【解説】

基本法令、関連告示、解釈通知を端的にまとめていま す。法令・解釈とあわせてご活用ください。

※「解説」は以下のサービスのうち、条文が難解なキーワー ドを選定して掲載しています。

介護報酬	居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、訪
	問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーシ
	ョン、通所介護、通所リハビリテーション、
	短期入所生活介護、短期入所療養介護(老人
	保健施設)、特定施設入居者生活介護、介護
	老人福祉施設、介護老人保健施設
人員・設備・	居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、訪
運営基準	問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーシ
	ョン、通所介護、療養通所介護、通所リハビ
	リテーション、短期入所生活介護、ユニット
	型短期入所生活介護、短期入所療養介護、ユ
	ニット型短期入所療養介護、特定施設入居者
	生活介護、外部サービス利用型特定施設入居
	者生活介護、介護老人福祉施設、ユニット型
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、ユニ
	ット型介護老人保健施設

- 11 -

〔介護報酬 法令·解釈〕

■ふせん・メモ



ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

【ふせん・メモ】 画面右上部の をクリックすると、ふせんが開 き、 解存 をクリックすると、ふせんが設定されま す。ふせんには、メモを書き込むことができます。 をクリックすると削除されます。 ※メモには500 字程度まで入力することができます。

ふせんの内容はマウスポインタを **し** にあわせる と表示され、また介護 net シリーズポータルサイトの 「ふせん・メモ」の一覧画面からも確認することがで きます。

「3-2 ふせん・メモ」 22ページ参照

【介護 net シリーズ 関連コンテンツ】

キーワードに関連するコンテンツがある場合には、画 面下部の枠内に関連Q&A、関連書式の一覧が表示さ れます。

※「介護運営なるほどnet—サービス運営Q&A—」「介護 事務らくらくnet—書式・規程作成ツール—」をご契約 いただくと、該当コンテンツをご覧いただけます。

- 12 -

Copyright © DAI-ICHI HOKI CO., LTD. All Rights Reserved.

介護保険さがせる。et

	▶ 入浴介助加算	法令·解釈解説	
	▶中重度者ケア体制加算	法令·解釈 解説 厚労Q&A	
	▶個別挑雜能訓練力口算	法令·解釈 解談 厚労Q&A 関連通知	
	個別機能調	川練加算	
540 <個別機能制	\\\\$		
Q 個別機能訓約 か。また、利用者	勅加算について体制ありと届け出た事業所は、全てのヌ ・全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を	明用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければなら 配置して加算をとることができないということになるのか。	
▲ 個別機能訓紙 合には算定できな	敷加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロ にが、原則として、当該単位の全ての利用者について	コセスを評価するものであることから、利用者の同意が得ら 計画作成してその	
A 個引機能調整 合には算定できな 636 <個別機能調	⑦加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロ いが、原則として、当該単位の全ての利用者について 「額加算>	コセスを評価するものであることから、利用者の同意が得ら 計画作成してその	
A (砺川機能調紙) 合には算定できな 636 < (65)(機能調修)	敷加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロ にが、原則として、当該単位の全ての利用者について 戦動算と 動力算に係る算定方法、内容等について示されたい。	コセスを評価するものであることから、利用者の同意が得ら 計画作成してその	
A (砺川機能調解) 合には算定できな 636 < 個G川機能調解)	 (棟) (東加算ではなく、個別の計画作成等のづけ にが、原則として、当該単位の全ての利用者について (城加算> (城加算> (城加算) (東加算に係る算定方法、内容等について示されたい。 (1) (4) (5) (4) (4	コセスを評価するものであることから、利用者の同意が得ら 計画作成してその (続き	
(限り機能調解 合には算定できな) 636 <(個別)機能調解 (限り機能調解) (限り機能調解) (限り機能調解) (1)	 (朝加算)は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプリ (1) が、原則として、当該単位の全ての利用者について (頃か)夏> (前の前面)100,000 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	コセスを評価するものであることから、利用者の同意が得ら 計画作成してその 読さ 5 9 平価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個 ービスにおいては	
(回り機能調解 合には算定できな) 636 < (回引機能調解)	 (朝加算)は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプリ は、が、原則として、当該単位の全ての利用者について (戦気加算)> 東加算)に係る算定方法、内容等について示されたい。 車 information vol. 96 平成18年4月改定関係0.4 A(vol. 3) /1 (調検加算)は、従来機能訓練指導員を配置することを認 に (法行うことを評価することとしたものであり、介護サ J戦気加算> 	コセスを評価するものであることから、利用者の同意が得ら: 計画作成してその 家 Y価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個 ービスにおいては	

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

■ 厚労Q&A

- キーワードに関連する厚生労働省Q&A(※)が確認で きます。
- ※ 厚生労働省Q&A…厚生労働省が事務連絡等で発出し ている介護サービス関係のQ&A。
- A (回答) が長文の場合、本文の一部(最初の100 文字程)を表示しています。

続きを見る ポタンをクリックすると、全文が表示されます。

介護報酬 関連通知	知〕	
	▶ 介護職員処遇改善加算	法令·解釈 解説 厚労Q&A 関連通知
	▶その他加算等	厚労Q&A
	介護職員処遇改	女善加算
介護職員 年3月16	員処遇改善加算に関する基本的考え方並びにす 3日 老発0316第2号	事務処理手順及び様式例の提示について 平成24
各都道府県知事あて		老発0316第2号 平成24年3月16日
介護職員処遇改	善加算に関する基本的考え方並びにす	厚主労働者を健局長通知 事務処理手順及び様式例の提示について
今般、平成24年劇 改善交付金」の相当 問 企業階昌如過3	き介護報酬改定において、介護職員の処遇改善の 当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的 5.美加賞を創むしたところである	D取組として、平成23年度まで実施していた「介護職員処遇 bかつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの
高、升設電貨進温。 介護職員処遇改善 第19号)、「指定加	《日加茶で報酬のたととうての。 客加算の算定については「指定居宅サービスに要 制設サービス等に要するサ用の算定に関する基準	要するサ用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示 巻」(平成12年厚生省告示第21号)、「厚生労働大臣が定め
る基準」(平成12年 働省告示第126号) 76に「指定地域変更	F厚生省告示第25号)、「指定地域密差型サーヒ 、「指定介護予防サービスに要する費用の額の 5型介護予防サービスに要する費用の額の算定」	ビスに要する要用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労 算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)並 ご関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)におい
て示しているとこ? 上、管内市町村、関	コンの設すのファンスになるの文化の第一次であるが、今般、基本的考え方並びに事務処理 創係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとと	■手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、御了知の ともに、その取り扱いあたっては逸漏なきよう期されたい。
1、基本的考え方	ᇣ	ᆍᆃᆃᆕᄨᇾᆃᇵᆕᇊᆃᆺᇔᅖᆋᇑᇃᄘᆇᆕᄸᆇᆮᆝᆂᆺᄹᆇ
い該職員処通回 改善の効果を継續 る介護職員の賃金	×告加昇(以下)加昇」という。/ は、半級33年 売する観点から、当該交付金を円滑に介護報酬に 23改善に充てることを目的に創設されたものです	+ @ よて美加されていたフ1該廠員処適成普22 11室による賃金 こ移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事す ある。
このため、当割 う。)は、原則と	§交付金の交付を受けていた介護サービス事業看 として当該交付金による賃金改善の水準を維持す	皆又は介護保険施設(以下「介護サービス事業者等」とい することが求められる。

■ 関連通知

- キーワードに関連した通知が確認できます。
- 通知一覧から、参照したい通知のタイトルをクリッ クすると、通知全文が別ウインドウで表示されます。



ご利用マニュアル Version 4.0 (2015年10月作成)

2-3 人員・設備・運営基準

 【TOP】画面の「人員・設備・運営基準を探す」 ボタンをクリックすると、介護保険サービスの一覧 が表示されます。確認したいサービスのボタンをク リックしてください。

(→【2-2 介護報酬】と同様 7ページ参照) 該当サービスの人員・設備・運営基準に関するキー ワードの一覧が表示されます。

キーワードごとに、「解釈」、「解説」、「厚労Q&A」、
 「関連通知」のボタンがありますので、確認したい
 情報をクリックしてください。
 ※該当する項目がない場合は、ボタンはありません。

■ 根拠法令

<u>下線がついているキーワード</u>をクリックすると、キーワ ードを規定した法令の該当条項が、別ウインドウで表示 されます。

- → キーワードの後ろに【条例】と表示しているものは、 条例に規定を委任しているものです。この場合、法令 の定めとは別に地方公共団体で独自の規定を設けて いる可能性があるため、<u>あわせて都道府県・市町村の</u> 条例を確認してください。
- → キーワードの後ろに【準用】と表示しているものは、 省令で別のサービスの規定を準用(※)しているもので す。この場合、本商品では準用先(別サービス)の規 定を表示しています。
 - ※ 準用・・・ある事項に関する規定を、他の類似事項につい て、必要な修正を加えてあてはめること。



介護保険さがせる(net) 一个市场展,现代发展一



ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)

2-4 キーワード検索

- 通知・厚生労働省Q&A (※)・解説について、フリーキ ーワードによる検索が行えます(法令は検索の対象外に なります)。
- ※ 厚生労働省Q&A…厚生労働省が事務連絡等で発出し ている介護サービス関係のQ&A。
- 検索したいキーワードを入力します。複数語をかけ、 合わせる場合は、キーワードの間にスペースを入れ てください。
- 通知・厚生労働省Q&A・解説の全文を対象とした。 検索のほか、通知タイトル・Q・解説名のみを検索 の対象にすることができます。プルダウンから選択 してください。

検索 ボタンをクリックすると、通知・厚生労働省 Q&A・解説それぞれの検索ヒット件数が表示されま す。

- 検索結果のうち通知・Q&A・解説のいずれかをク リックすると、該当するものの一覧が表示されます。 ヒットしたキーワードが黄色くマークされていま す。
- 閲覧したい通知・解説のタイトルあるいはQ&Aの Qをクリックすると、別ウインドウで全文が表示さ れます。



目次検索

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)



第1編 基本法

●第2編 要介護認定

● 第3編 介護報酬

・第6編 会計・税

● 第 9 編 介護従事者

第11編 老人福祉

● 第13編 社会福祉

●第16編 医療

第12編 高齢者住宅

●第15編 障害者福祉

第17編 関係法令

●介護サービス関係Q&A

●第7編 指定・指導監督

全部開く





2-6 介護保険法・介護報酬 関連資料

平成23年度以降の介護保険法改正や介護報酬改定等に 関する通知等の行政資料と社会保障審議会介護給付費 分科会資料、介護保険担当課長会議資料などをご覧いた だけます。

 年度別のフォルダでは、当該年度に実施された制度 改正の項目(介護保険法改正/介護報酬改定など) が表示されます。

制度改正の項目をクリックすると、当該制度改正 に関係する資料の一覧が表示されます。

参照したい資料をクリックすると、資料の全文がP DFファイルで表示されます。

- 社保審介護給付費分科会のフォルダをクリックする
 と、開催回ごとに配布資料がご覧いただけます。
- 介護保険担当課長会議フォルダをクリックすると、
 開催日ごとに配布資料をご覧いただけます。

<u>ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)</u>

ற

〔介護 net シリーズポータルサイト TOP 画面〕 3 介護netシリーズ ポータルサイト 介護(net)シリーズ 第一法規 様 ▶ ログアウト ▶ お問い合わせ 3-1 TOP画面 ● 介護net シリーズ ポータルサイトのトップ画面で す。 あなたの「知りたい」をたすけます 介護事務5<5< 介護報酬の算定要件・運営基準を 知りたい方はこちら 介護保険さがせる(mt) 介護事務らくらく 各ボタンから、ご契約中の商品をご利用いただくこと 介護報酬の算定要件・運営基準を 書類・規程を ができます。 作りたい方はこちら 🔀 お知らせ 2014.09.18 【コンテンツを更新しました】 2013.06.20 介護保険さがせるnet 【コンテンツを更新しました】 O法令・通知を新規掲載しましに。 O掲載法令および掲載通知の内容現在を更新しました。 詳細は『介護保険さがせるnet』をご確認ください。 2013.05.28 介護保険さがせるnet 【「改正資料」を更新しました】 「改正資料」の「平成25年度一介護保険関連の改正等」に通知等を掲載いたしました。 詳細は『介護保険さがせるnet』をご確認ください。 ▶ 過去のお知らせを見る

〔ふせん・メモ〕



ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)

3-2 ふせん・メモ

- 任意のタイトルで「フォルダ」を作成し、「ふせん・ メモ」をフォルダごとに管理することも可能です。
- 選択した「ふせん・メモ」は、
 ボタンで作成
 したフォルダに移動、
 ボタンで削除できます。

介護保険さがせる	net
一介職發展・運営基準一	-

介護 net シリ	ーズ 様 ▶ ログアウト ▶ お問い合わせ	第一法規
ふせん・メ	E メールマガジン	全国自治体リンク
ホーム > メールマガジン > 2015年:	0月9日号	人ルマガの配信設定はこちら
(ールマガジン	2015年10月9日号	
バックナンバー		
2015年		
	- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
082588	□■□ ☆第25号(2015年10月9日)	
08108 8	■□■□ http://kaigonet.dh-fukushi.com/	
· 8月25日号		
▶ 8月10日号	Г	
▶ 7月24日号	マのマリフガ(ナー『心理notシリープ帝日』を	L
▶ 7月10日号		
▶ 6月25日号		×
▶ 6月10日号		
▶ 5月25日号	メールマガジンの配信設定・変更	
▶ 5月8日号		
▶ 4月27日号	ご契約いただいている商品の中で、メールマガジンの配信をしている商品の一	一覧です。
▶ 4月10日号	配信を希望される場合は当該商品にチェックをつけ、配信を希望されない場合	含はチェックを外してください。
▶ 3月25日号		
	図 「こんなときどうするネット」メールマガジン	
	図 第一法規「介護運営なるほどnet」メルマガ	
	図 「会社で使える書式と文例」メールマガジン	E
	図 「危険物セレクション」メールマカジン	
	図 第一法規 ■税務・芸訂ナークハース』事務局 図 第一注損 『今社鉛数印幕Digital』 編集部	
	□ 新 広水『云11元元カル(我Digital』 福美印 ▼ 第一法規『会社税務事例Digital』 編集部	
	図 「Check&Draft 国際契約」メールマガジン	.
	メールマガジンの配信設定・変更する	2U7

ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)

3-3 メールマガジン

- 毎月2回定期配信のメールマガジンのバックナン バーが表示されます。
- 画面右上にある「メルマガの配信設定はこちら」の リンクからメールマガジンの配信停止・配信再開の 設定を変更することができます。

介護保険さがせる(net)						ご利用マニュアル Version 4.0 (2015 年 10 月作成)
介護 (net)シリーズ <u>ふせん・メモ</u> ホーム>全軍目治体リンク>全国 全国自治体リンク 自治体 ・全国	⊯ ■ ログアウト →	お問い合わせ ン	第一法規 全国自治体リンク	〔全国	自治体リンク〕	 3-4 全国自治体リンク 全国の自治体の条例と介護保険担当課のリンク集です。 地域・都道府県を選択すると、絞り込み表示をする
- ルーラム・ - 秋東 - 中部 - 近島 - 中間 - 刀間 - 刀間 - 九州・沖縄	中国 九州·沖縄 四国	中部 近畿————————————————————————————————————	北海道·東北 関東			ことができます。
北海道府	道・東北 : 県	北海道 	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	札幌市 政令市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	
▶ 全国 - ******	•	西館市 中核市	▶条例 → 介護保険担当課	小樽市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	
 ■ 46周期 ■ 青森県 ⇒ 青森県 		旭川市 中核市	▶条例 → 介護保険担当課	室蘭市	▶ 条例 → 介護保険担当課	
- 白子浜 - 宮城県		釧路市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	帯広市	▶条例 ▶介護保険担当課	
• 秋田県 • 山形県		北見市	▶ 条例 → 介護保険担当課	夕張市	▶条例 ▶介護保険担当課	
	•	留萌市	 ▶ 条例 → 介護保険担当課 → 条例 → 介護保険相当課 	網走市 	 ▶ 条例 ▶ 介護保険担当課 ▶ 条例 ▶ 介護保険担当課 	
		稚内市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	美唄市	▶条例 ▶介護保険担当課	
		芦別市	▶ 条例 → 介護保険担当課	江別市	▶条例 ▶介護保険担当課	
		赤平市	▶ 条例 → 介護保険担当課	紋別市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	
		士別市	▶ 条例 → 介護保険担当課	名奇市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	
		三笠市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	根室市	▶ 条例 ▶ 介護保険担当課	

Copyright © DAI-ICHI HOKI CO., LTD. All Rights Reserved.

◆ ご利用マニュアル 改訂履歴

バージョン	改訂箇所	作成日
Version 1.0	第1版発行	2012年12月
Version 1.1	第2版発行	2013年2月
Version 1.2	第3版発行	2013年3月
Version 2.0	推奨環境、2-2 介護報酬、2-3 人員・設備・運営基準、2-5 目次検索	2013年12月
Version 2.1	ューザ ID の変更	2014年2月
Version 2.2	推奨環境	2014年4月
Version 3.0	ふせん・メモ機能、介護 net シリーズ関連コンテンツへのリンクなど	2014年10月
Version 4.0	解説コンテンツの追加	2015年10月

当サイトの著作権・転載等について

- 当サイト・サービスに係るすべてのデータ、ソフトウェア等の知的 所有権その他一切の権利は第一法規株式会社に帰属します。
- 当サイト・サービス全体ならびに当サイト・サービス中に掲載されるデータ・ソフトウェア(テキスト、画像、検索システム、インターフェースデザイン等)について、その全部または一部の無断複製、 改編、転載、転用、公衆送信、頒布等を禁止します。ただし、私的使用および著作権法上認められた行為としての出所を明示した一部引用はこの限りではありません。
- 当サイト・サービスに掲載するコンテンツまたは各ページのURLは、 予告なしに変更する場合があります。ご了承ください。

免責

第一法規株式会社は、当サイト・サービスを利用したことまたは利用で きなかったことによる利用者または第三者の損害に対していかなる責 任も負わないものとします。

商品に関するお問い合わせ
第一法規株式会社
〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17
【フリーダイヤル】TEL:0120-203-694
(受付時間:9:00~17:30 土・日・祝日・年末年始を除く)
【ホームページ】http://www.daiichihoki.co.jp/
(ホームページ上段「お客様サポート」より
「各種お問合せ:フォームによるお問合せ」 をご利用くださ
い。24 時間・365 日受付)